

# 奨学金に係る政府における検討状況

(令和4年11月25日開催)

# 目次

1-1. 教育未来創造会議第一次提言の概要（抜粋）	2
1-2. 教育未来創造会議第一次提言のポイント（抜粋）	3
1-3. 教育未来創造会議第一次提言工程表（抜粋）	4
2-1. 修学支援新制度の今後の在り方についての検討状況（1/2）	5
2-2. 修学支援新制度の今後の在り方についての検討状況（2/2）	6
3-1. 大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討状況（1/2）	7
3-2. 大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討状況（2/2）	8

## 参考資料

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2022概要（抜粋）	10
（参考）高等教育の修学支援新制度の概要	11
（参考）貸与奨学金における所得連動返還方式の概要	12
（参考）学部・大学院生の経済的な支援に関する全体像	13

# 1-1. 教育未来創造会議第一次提言の概要（抜粋）

○教育未来創造会議においては、「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」が令和4年5月10日に取りまとめられ、修学支援新制度の対象者の拡大といわゆる出世払い型奨学金についての事項が盛り込まれた。

## 2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実



### （1）学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

- ・修学支援新制度の機関要件の厳格化を図りつつ、現在対象外の中間所得層について、多子世帯や理工系・農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善の実施



### （2）ライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設

- ・現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の者も含めて利用できるよう、ライフイベント等も踏まえ、返還者の判断で柔軟に返還できる仕組みを創設
  - ・在学中は授業料を徴収せず、卒業（修了）後の所得に応じた返還・納付を可能とする新たな制度を、大学院段階において導入
- これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいずれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出世払いの仕組みを創設

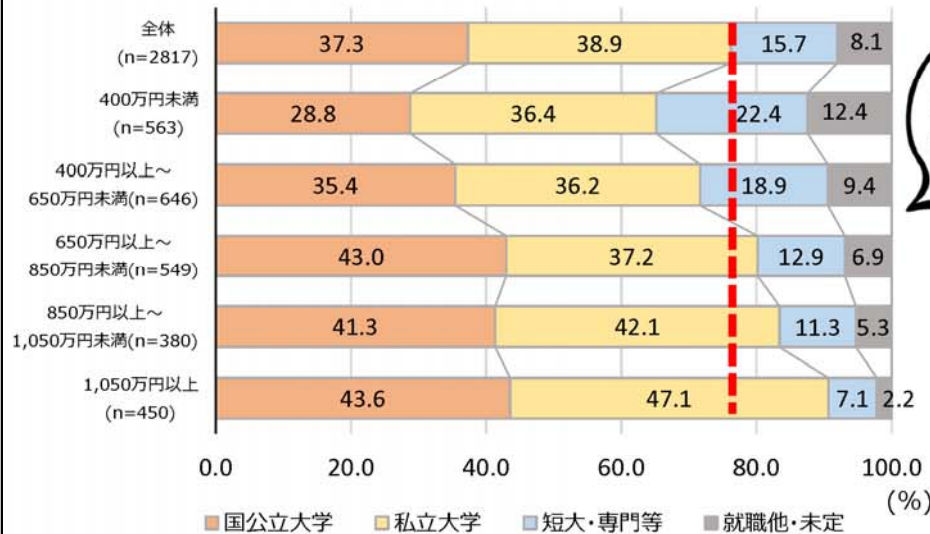
「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）概要」（令和4年5月10日 教育未来創造会議）p3より抜粋

# 1-2. 教育未来創造会議第一次提言のポイント（抜粋）

## 誰もが家庭の経済事情に関わらず学ぶことのできる社会へ

**世帯収入が少ないほど低い大学進学希望割合**  
世帯収入が少ないほど、大学進学を希望する割合が低くなる傾向

世帯収入別の高校卒業後の進路希望



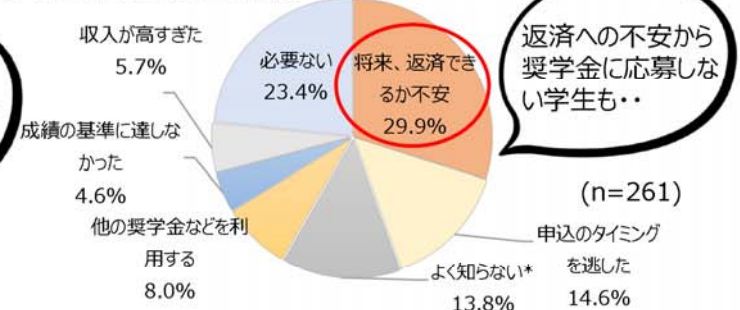
(出所) 左、右上：文部科学省・国立教育政策研究所「高校生の進路に関する保護者調査」（令和元年度）より作成。  
右下：独立行政法人日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査」より作成。

給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大やライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設を通じて、誰もが家庭の経済事情に関わらず学べる環境を整備します。

**進学するにつれて経済的不安は増大**  
勉学継続にあたり経済的不安を感じる者は、博士課程では2割以上

日本学生支援機構の奨学金（給付・貸与）に応募しなかった主な理由

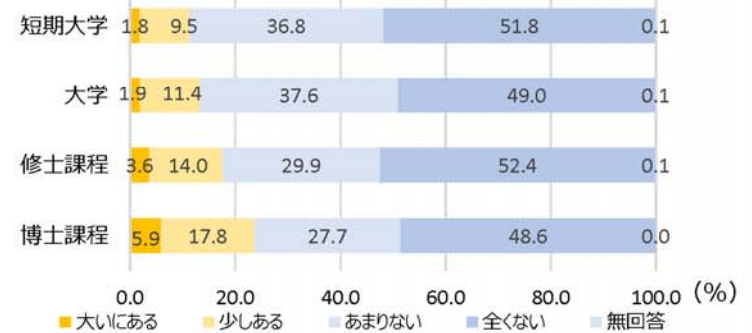
<世帯年収400万円以上650万円未満>



世帯収入が少ないほど、大学進学を希望する割合が低い。

返済への不安から奨学金に応募しない学生も...

学生の不安や悩みのうち「経済的に勉強を続けることが難しい」への回答



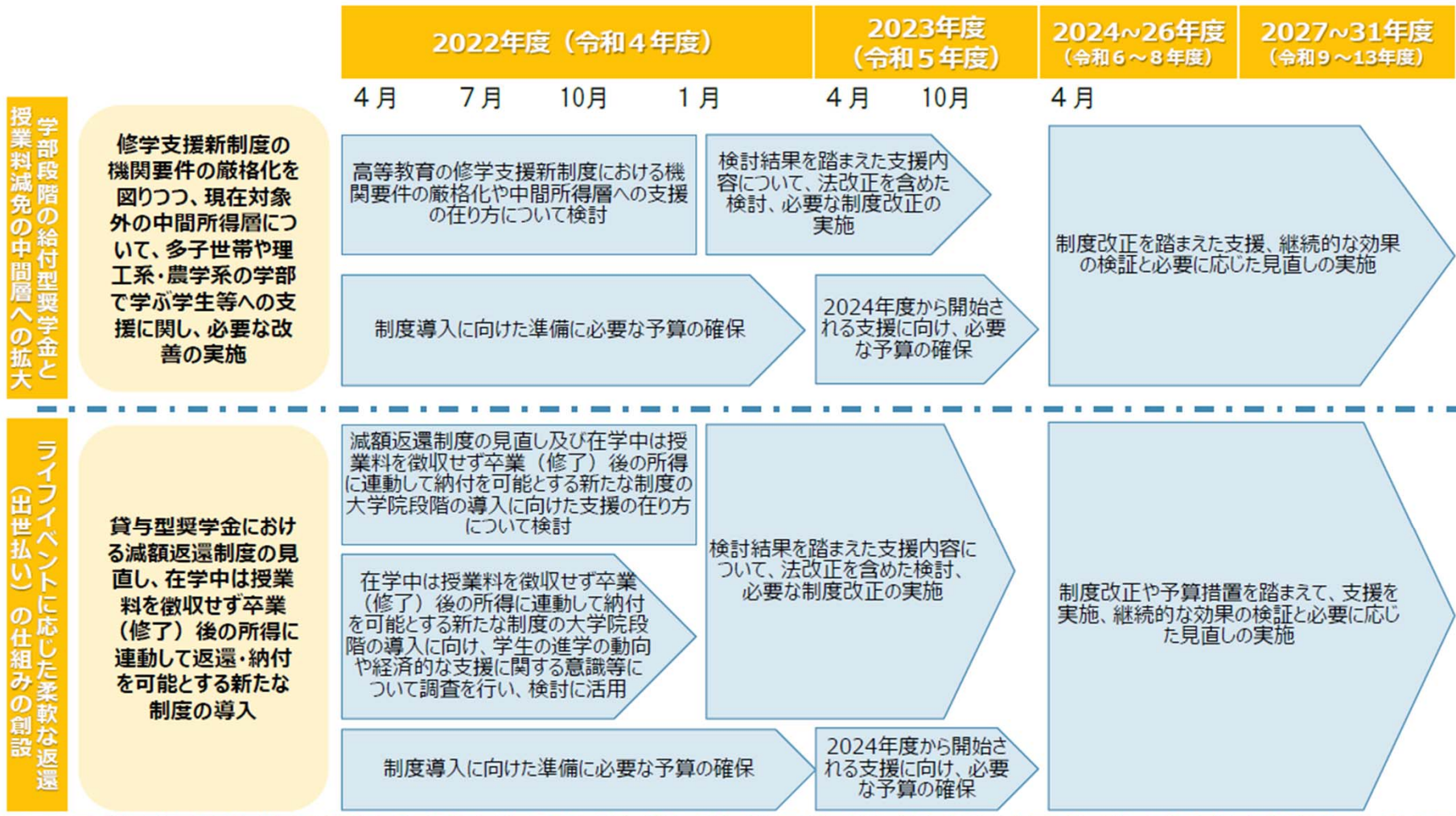
### <施策例>

- 現在修学支援新制度の対象外となっている中間所得層について、負担軽減の必要性の高い多子世帯や理工系・農学系で学ぶ学生等への支援拡充
- 現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の方も含め、より柔軟に返還できる仕組みに見直し
- 在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて返還・納付できる新たな制度を大学院生向けに導入

# 1-3. 教育未来創造会議第一次提言工程表（抜粋）

○第一次提言にかかる工程表は令和4年9月2日に公表。修学支援新制度や大学院段階の学生支援については、令和6年度以降の実施に向け在り方の検討等が示されている。

## 2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実 —誰もが家庭の経済事情に関わらず学ぶことのできる社会へ—



## 2-1. 修学支援新制度の今後の在り方についての検討状況（1/2）

○修学支援新制度については、文部科学省高等教育局において「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」が設置され、検討が進められている。

### 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議

令和4年8月18日  
高等教育局長決定

#### 1. 趣旨

「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」（令和4年5月10日教育未来創造会議第一次提言）及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日）を踏まえ、高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）の今後の在り方について検討を行う。

#### 2. 検討事項

新制度の実施状況を踏まえ、教育未来創造会議第一次提言で言及されている以下の事項について検討を行う。

- (1) 中間所得層への支援強化の在り方
- (2) 学生の学びの充実に向けた機関要件の活用
- (3) 学生を保護する視点からの機関要件の厳格化
- (4) その他

#### 3. 実施方法等

- (1) 別紙の有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聞くことができるものとする。

#### 4. 実施期間

令和4年8月24日から令和5年3月31日までとする。

#### 5. その他

- (1) 会議に係る庶務は、高等教育局学生・留学生課において処理する。
- (2) この決定に定めるもののほか、会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

### 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議委員

赤井 伸郎 国立大学法人大阪大学国際公共政策研究科長

大村 秀章 愛知県知事、  
全国知事会 文教・スポーツ常任委員会委員

千葉 茂 学校法人片柳学園理事長

仁科 弘重 国立大学法人愛媛大学学長

座長 福原 紀彦 日本私立学校振興・共済事業団理事長

室橋 祐貴 日本若者協議会代表理事

吉岡 知哉 独立行政法人日本学生支援機構理事長

(五十音順・敬称略)

## 2-2. 修学支援新制度の今後の在り方についての検討状況 (2/2)

### 検討事項 (案)

1. 中間所得層への支援強化の在り方
  - 多子世帯の定義
  - 理工系及び農学系の範囲
  - 支援の内容 等
2. 学生の学びの充実に向けた機関要件の活用
  - 「総合知の育成」に資する要件
  - 「審査での反映」について 等
3. 学生を保護する視点からの機関要件の厳格化
  - 「定員充足率が収容定員の8割以上」について
  - 「学生を保護する視点」からの厳格化の考え方 等

# 3-1. 大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討状況（1/2）

○在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する新たな制度（いわゆる出世払い型）についても、文部科学省高等教育局において「大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議」が設置され、検討が進められている。

大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議の設置について

令和4年8月24日  
高等教育局長決定

## 1. 趣旨

「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」（令和4年5月10日教育未来創造会議第一次提言）及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日）等を踏まえ、在学中は授業料を徴収せず卒業（修了）後の所得に連動して納付を可能とする新たな制度を大学院段階の学生に導入するため、検討を行う。

## 2. 検討事項

在学中は授業料を徴収せず、卒業（修了）後の所得に連動して納付を可能とする新たな制度の具体化 等

## 3. 実施方法等

- （1）別紙の有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- （2）必要に応じ別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聞くことができるものとする。

## 4. 実施期間

令和4年9月13日から令和5年3月31日までとする。

## 5. その他

- （1）会議に係る庶務は、高等教育局学生・留学生課において処理する。
- （2）この決定に定めるもののほか、会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

（別紙）

大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議委員

赤井 伸郎 大阪大学国際公共政策研究科長

荒張 健 EY 新日本有限責任監査法人 公認会計士

川端 和重 新潟大学理事・副学長

小林 雅之 桜美林大学国際学術研究科教授（座長）

阪本 崇 京都橘大学副学長

濱中 義隆 国立教育政策研究所 総括研究官

（五十音順・敬称略）



## 3-2. 大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討状況（2/2）

### 大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する 検討課題（案）について

- 検討課題 1 授業料を在学中に不徴収とするための方策  
（代理受領等）
- 検討課題 2 対象学生
- 検討課題 3 「出世払い」の具体的方法
- 検討課題 4 その他関連して検討すべき論点

令和4年9月13日開催「大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議」（第1回）資料7より抜粋

---

# 參考資料

# (参考) 経済財政運営と改革の基本方針2022概要 (抜粋)

○令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(骨太方針2022)においても、給付型奨学金の拡大等について言及されている。

## 経済財政運営と改革の基本方針2022 第2章①

### II.新しい資本主義に向けた改革

#### 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

##### (1) 人への投資と分配

###### ◆ スキルアップ(人的資本投資)

- ・2024年度までの3年間で4000億円規模の施策パッケージ
- ・今年中に非財務情報の開示ルールの策定、四半期開示の見直し
- ・リカレント教育、円滑な労働移動促進、同一労働同一賃金の徹底

###### ◆ 多様な働き方の推進

- ・ジョブ型の雇用形態、裁量労働制、副業・兼業、選択的週休3日制度
- ・良質なテレワーク促進、フリーランスが安心して働ける環境の整備

###### ◆ 質の高い教育

###### ◆ 給付型奨学金等を多子世帯等の中間層へ拡大、柔軟な返還・納付(出世払い)

- ・大卒等の機能強化(成長分野への再編促進、自然科学(理系)分野の学生割合の目標設定(5割程度など)、文理の枠を超えた人材育成)

###### ◆ 賃上げ、最低賃金の引上げ

- ・賃上げ促進の一層の拡大(事業再構築・生産性向上等支援、適切な価格転嫁の環境整備)
- ・できる限り早期に最低賃金が全国加重平均1000円以上になることを目指す

###### ◆ 「資産所得倍増プラン」

- ・NISAの抜本的拡充、iDeCo制度の改革等の政策を総動員し、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定

##### (2) 科学技術・イノベーションへの投資

###### ◆ 量子、AI、バイオテクノロジー・医療分野へ官民連携による投資の抜本拡充

###### ◆ 宇宙・海洋分野の取組の強化

- ・世界と伍する研究大学の実現に向けたガバナンス体制の確立、規制改革地域中核大学等における産学官連携など戦略的経営の抜本強化

- ・若い人材に対する支援の強力な推進(研究に専念できる支援策の深化、「トビタテ!留学JAPAN」の発展的推進を含む国際頭脳循環の活性化)

##### (3) スタートアップ(新規創業)への投資

- ・実行のための司令塔機能を明確化、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定

- ・資金調達環境整備(IPOプロセス見直し、ベンチャーキャピタル投資拡大)

- ・起業を支える人材の育成や確保、経営人材等のマッチングの支援

- ・研究開発・販路開拓の支援、オープンイノベーションの活性化

##### (4) グリーン転換(GX)への投資

- ・官民連携の下、グリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、脱炭素に向けたロードマップを年内に取りまとめる

- ・150兆円超の官民投資を実現ため、「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化の中で、政府資金を将来の財源の裏付けをもった「GX経済移行債(仮称)」で先行調達し、予見可能な形で投資支援に回していくことと一体で検討

- ・「規制・支援一体型の投資促進策」の具体化、GXリーグの段階的発展・活用、トランジション・ファイナンスなどの新たな金融手法の活用

- ・地域脱炭素の加速化(人材育成、脱炭素経営向上、資金供給等)

##### (5) デジタル転換(DX)への投資

- ・今後3年間で「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく法令等の見直しを行い、デジタル原則への適合を目指す

- ・自動運転車や空飛ぶクルマ、物流・人流分野のDX・標準化、MaaS、テクノロジーマップ、バンダーロックイン解消検討、サイバーセキュリティ戦略

- ・行政のデジタル化推進、マイナンバーカードの普及

- ・医療・介護等にかかるデータ・プラットフォームの整備

- ・「自治体DX推進計画」の改定、地方自治体のデジタル化推進

# (参考) 高等教育の修学支援新制度の概要

令和4年度予算額 5,196億円

授業料等減免 2,671億円※  
 給付型奨学金 2,525億円  
※公立大学等及び私立専門学校に係る  
 地方負担分(405億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,601億円

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校  
 【支援内容】 ①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給  
 【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生  
 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

## 授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

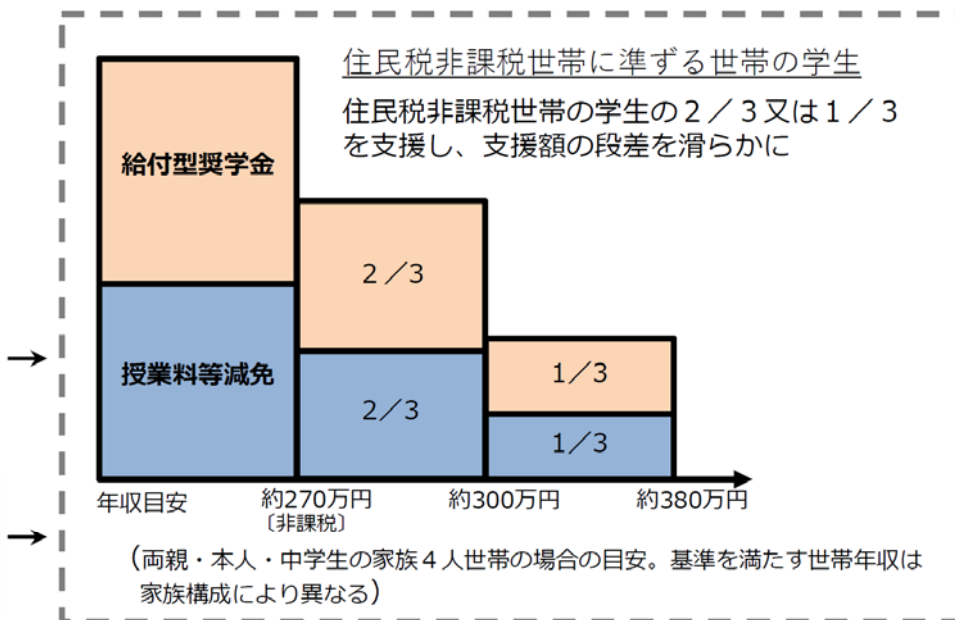
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

## 給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給  
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



## 支援対象者の要件

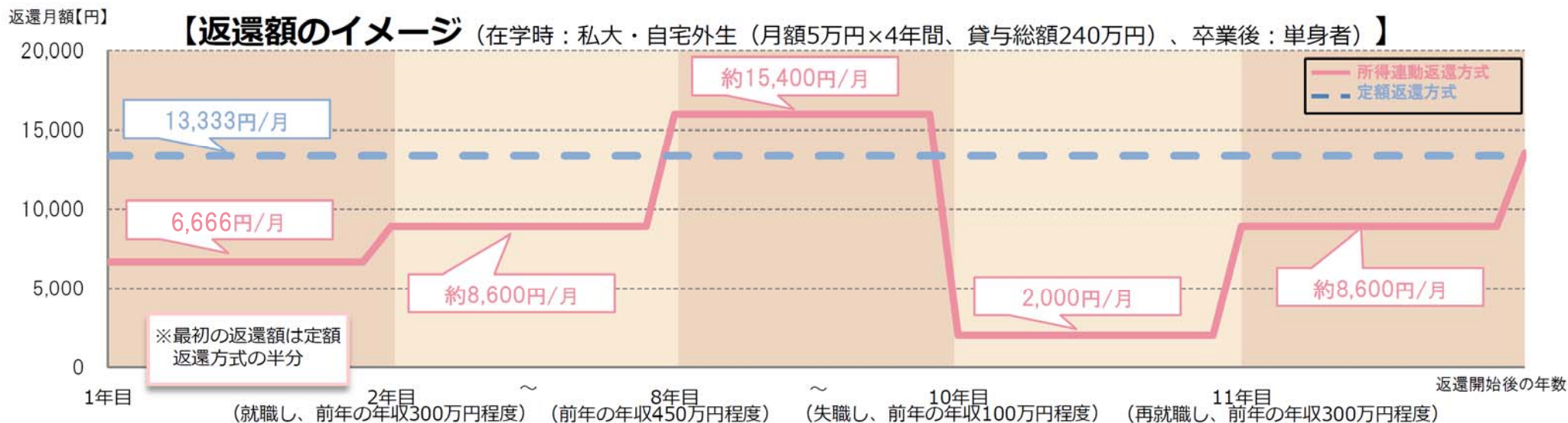
- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

# (参考) 貸与奨学金における所得連動返還方式の概要

概要：無利子奨学金を対象に、無理なく返還ができるよう返還者の所得に応じて、返還月額が変動。返還方式は、貸与申込時に学生が選択し、貸与終了時まで変更可能。



	所得連動返還方式（平成29年度採用者より）	（参考）定額返還方式
返還月額	前年課税所得の9% ÷ 12月（最低月額は2,000円） ※課税所得：給与等収入から所得控除（基礎控除、社会保険料控除など）を差し引いた個人住民税の課税総所得金額	借りた総額に応じた月額
返還期間 （貸与終了後7ヶ月目から返還開始）	返還完了まで ※所得により、返還完了までの期間は異なる。	10年～20年 ※借りた総額により、返還完了までの期間が決定 ※一定の要件（年収325万円以下など）を満たす場合、15年間まで月々の返還額を1/2又は1/3に減額し、返還期間を延長可能
選択率（R3採用者）	18.8%	81.2%

※いずれの返還方式においても、本人の年収が300万円以下の場合等、返還が困難な事由がある場合には、返還期限猶予が適用可能。

# (参考) 学部・大学院生の経済的な支援に関する全体像

